

令和元年度水質等測定結果について

県では、県内の環境の状況を把握するため、水質等の状況を継続的に測定しているが、令和元年度の結果は、次のとおりであった。

1 公共用水域の水質

(1) 内 容

水質汚濁防止法第15条の規定により、公共用水域の水質の汚濁の状況を把握するため、国、岡山市及び倉敷市と協力して、測定を実施した。

ア 対象項目

(7) 環境基準が定められている健康項目(カドミウム等27項目)及び生活環境項目(BOD(生物化学的酸素要求量)等13項目)

(イ) 環境基準が定められていない要監視項目(クロロホルム等31項目)

イ 測定方法

県内52水域160地点(表1)において、表2に掲げる頻度で測定を実施した。

表1 測定地点の内訳

水域区分	調査対象	調査地点数				
	水域	県	国	岡山市	倉敷市	計
河川	41	51	16	16	4	87
湖沼	1	-	-	4	-	4
海域	10	35	-	13	21	69
合計	52	86	16	33	25	160

(注) 河川41水域のうち、31水域で環境基準の類型が指定されている。

表2 測定頻度

測定項目	測定頻度
健康項目	年1～18回
生活環境項目	年1～18回
要監視項目	年1～2回

(2) 結 果

ア 健康項目

健康項目は、全ての水域で環境基準を達成した。

イ 生活環境項目

(7) BOD及びCOD

a 河川のBODは、31水域全ての水域で環境基準を達成した。
(達成率:100.0%)

b 児島湖のCOD(化学的酸素要求量)は、環境基準を達成しなかった。

c 海域のCODは、10水域のうち4水域で環境基準を達成した。
(達成率:40.0%)

(イ) 全窒素及び全りん

a 児島湖の全窒素は環境基準を達成したが、全りんは環境基準を達成しなかった。

- b 海域の全窒素は8水域全てで環境基準を達成し、全りんは8水域中7水域で環境基準を達成した。(全りんの達成率：87.5%)
- (ウ) 全亜鉛、ノニルフェノール及びLAS(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)いずれの項目も測定した海域の3水域全てで環境基準を達成した。
- (イ) その他の生活環境項目
その他の生活環境項目については、表3のとおりであった。

表3 その他の生活環境項目の環境基準の適合状況

水域区分	生活環境項目				
	水素イオン濃度 (pH)	溶存酸素量 (DO)	浮遊物質量 (SS)	大腸菌群数	ノルマルヘキサン抽出物質 (油分)
河川	90.8 %	95.8 %	100.0 %	62.5 %	—
湖沼	48.6 %	100.0 %	47.2 %	—	—
海域	93.4 %	81.2 %	—	99.6 %	100.0 %

(注) 数値は、(環境基準に適合している検体数) / (総検体数) を百分率で示したものの。

ウ 要監視項目

指針値が設定されているクロロホルム等29項目のうち、ウランが海域9地点で指針値をわずかに超過した。

その他の28項目は、いずれも指針値内であった。

(3) 今後の対応

引き続き、公共用水域の水質の実態の把握に努めるとともに、水質総量削減計画、児島湖に係る湖沼水質保全計画等に基づく工場・事業場排水対策、生活排水対策などの取組により、環境基準の達成率の向上を図る。

2 地下水の水質

(1) 内容

水質汚濁防止法第15条の規定により、地下水の水質の汚濁の状況を把握するため、岡山市及び倉敷市と協力して、測定を実施した。

ア 対象項目

地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている環境基準項目(カドミウム等28項目)及び要監視項目(クロロホルム等24項目)

イ 測定方法

表4のとおり、県内31地点において概況調査を行うとともに、過去に汚染が確認された5地点で継続監視調査を行った。測定項目及び頻度については、表5のとおりである。

表4 測定地点の内訳

区分	県	岡山市	倉敷市	計
概況調査	19	6	6	31
継続監視調査	2	1	2	5
合計	21	7	8	36

表5 測定項目及び頻度

区分	測定項目	測定頻度
概況調査	環境基準項目及び要監視項目	年1回
継続監視調査	過去に超過した環境基準項目（関連する環境基準項目を含む。）	年1～2回

(2) 結果

ア 概況調査

31地点全ての地点で環境基準を達成した。

イ 継続監視調査

5地点のうち2地点で、依然として調査対象物質が環境基準を超過していた。

(3) 今後の対応

継続監視調査を行った5地点のうち、1地点（倉敷市真備町下二万）は、飲用指導済みであることや施肥・農地由来と判断したこと、数値に大きな変化が見られないことなどから調査を終了し、他の4地点は引き続き調査を継続する。